

海外留学等の危機管理マニュアル(学生用)

学生の皆さんが海外留学をし、国際感覚を磨くことは、国際体験を通じた国際理解・知識の拡大、語学力の向上など学生の能力や可能性を広げ、留学を通じ国境を超えた幅広い人的ネットワークの形成につながるものです。

一方で、学生の皆さんが日本を離れ、海外で生活する中で、これまでも、怪我、疾病、盗難、自然災害等のリスクは存在していましたが、昨今のテロ、暴動、デモ等が頻発する治安情勢や、感染症が国境を越えて流行する状況を踏まえると、危機事象を予見して回避することがより難しい状況にあります。

本マニュアルは、海外留学における学生の皆さんへの意識啓発の一層の徹底及び危機管理体制の確立を図るために、全学的なルールとして取り扱うものです。

なお、学生の皆さんの休学中の海外旅行等、独自で海外に渡航する際も、本マニュアルの趣旨を踏まえ、滋賀医科大学の学生である自覚を持ちながら、本マニュアルに沿って適切に行動してください。

「自分の身は自分で守る」という基本原則

- 海外渡航中の事件・事故を回避するためには、「自分の身は自分で守る」、すなわち自己責任という意識をもって常に行動することが最も重要です。
- 渡航先の治安状況等を自分自身が事前に熟知し、日本にいるときとは意識を切り替えることで多くの事件・事故を防ぐことができます。

「自分の身は自分で守る」ための心構え

トラブルに巻き込まれないためには、海外においては日本にいるとき以上に自らの安全確保について意識して行動することが必要です。特に以下の事項については、外務省の[「海外安全虎の巻」](#)も参照し、十分に注意することが必要です。

- 危険な場所には近づかないこと
- 多額の現金・貴重品は持ち歩かない、目立つ服装や言動は慎む等、渡航先で有効な危機事象回避の方法を身につけること
- 犯罪にあったら抵抗しないこと
- 見知らぬ人を安易に信用しないこと
- 常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにしておくこと
- 家族に定期的な連絡をすること
- 現地の法律を守り、宗教、文化等を理解し尊重すること
- 滞在先の法律遵守はもちろんのこと、薬物使用など日本国内の法律に抵触する行為は行わないこと

危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

- 海外には治安情勢が極度に悪化していることなどの理由から、渡航を避けるべき国や地域があります。このような「危険な場所には近づかない」ことが安全確保の最も確実な方法であり、渡航先の治安状況や安全対策等について事前に情報収集することが重要です。
- 外務省の「[海外安全ホームページ](#)」では、治安が悪化したり、災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、その危険性が高まっていると判断される場合に発出される海外安全情報等、日本人が海外に渡航するにあたり、知っておくべき安全確保に関する情報が掲載されています。また、厚生労働省の「[感染症情報ホームページ](#)」や「[海外で健康に過ごすために](#)」には、海外での感染症予防等に関する情報が掲載されています。渡航先の決定や渡航中の旅行等の計画を立てる際に、これらのホームページを参照し、渡航先の危険情報を十分に把握した上で、危険地域への渡航を控える等、危機事象を回避するようにしてください。

《参考》「海外渡航の実施、中止、延期、途中帰国の基準」別紙

海外渡航時の連絡先の登録について

渡航前に十分な情報収集を行った上で計画を立てた場合であっても、渡航後に現地の治安情勢等が大きく変化することは十分に考えられます。こうした状況に備え、海外渡航時は常に所在を明らかにしておくことが必要です。

- 外国に3ヶ月以上滞在する日本人は、日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「[在留届](#)」を提出するよう義務付けられています。なお、3ヶ月未満の滞在の場合には、「[たびレジ](#)」へ登録してください。
- 在留届やたびレジの登録をすることで、最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール等、リアルタイムで現地の安全情報を受け取ることができます。また、危機事象が発生した際には、現地の日本国大使館及び総領事館（在外公館）は、在留届やたびレジへの登録情報をもとに邦人の安否確認や援護を行います。
- 海外渡航をする場合は学生課に「[海外渡航について\(チェックシート\)\(学生用\)](#)」を提出してください。
- 滞在先の連絡先が変更になった場合や海外渡航中に当初予定していなかった国や地域に行く場合には大学や家族等に変更の連絡を入れてください。
- 渡航前に滞在先の緊急連絡先（渡航先の電話番号、住所等）を家族と確認し、学生課にも届け出しておいてください。

事件・事故等に巻き込まれた場合の対応について

海外留学中に事件・事故等に巻き込まれた場合、特に生命・身体が危険にさらされるような事態に巻き込まれた場合には、現地の警察、救急又は在外公館に援護等を依頼することが重要です。

- 海外留学前に渡航先の在外公館等の連絡先を確認するようにしてください。

《参考》[外務省 在外公館リスト](#)

《参考》[外務省 海外で困ったら-大使館・総領事館のできること](#)

万一、海外留学中に事件・事故等に巻き込まれた場合には、速やかに大学（指導教員）へ連絡（だれが、いつ、どこで、なにを、なぜ、どのように、連絡先）してください。指導教員に連絡がつかない場合には、学生課に連絡してください。夜間や休日等で学生課にも連絡がつかない場合には、防災監視室に連絡してください。

- 日本人学生：学生課長（+81-77-548-2066、E-mail:hqgkikak@belle.shiga-med.ac.jp）
- 夜間、休日等：防災監視室（+81-77-548-2773）

《参考》「[学生が海外で事故・事件に巻き込まれた場合の対応フロー・（危機管理体制）](#)」

海外旅行保険について

海外で入院・手術が必要となった場合、医療費が非常に高額になる場合や、家族が留学先を複数回訪問する必要性が生じて渡航費用が高額になる場合もあります。また、医療施設・医療水準が日本に比べて著しく低い国では、国外への緊急移送が必要となり、高額な費用が必要となります。こうした事態に備えるため、本学では、留学生活全般に対応できる補償制度として「[学研災付帯海外留学保険制度](#)」への加入を義務付けていますので必ず加入してください。

また、保険の補償内容等については、家族にも内容を確認してもらうようにしてください。

本マニュアルは、政府として推進する「海外留学」に特化して、平成 29 年 3 月 31 日付けで文部科学省が作成した「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に基づき、本学の対応方針を定めたものであるが、ここに示されている内容は、海外留学に限らず、すべての学生の海外渡航に適用できるものである。

海外渡航の実施、中止、延期、途中帰国の基準について

本学学生の渡航・帰国の判断は、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）によることを原則とする。

【危険情報・感染症危険情報のカテゴリ及び対応】

外務省の危険情報（判断基準）			留学、海外旅行等の対応
カテゴリの表記	危険情報カテゴリの説明	感染症危険情報カテゴリの発出の目安	
レベル1： 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	留学、海外旅行等の渡航を実施又は継続するが、当該旅行者は十分な注意を払う。
レベル2： 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。	留学、海外旅行等の渡航は原則として延期又は中止する。渡航中の場合は、特別な注意を払い、十分な安全対策をとった上で、速やかに帰国する。※やむを得ず渡航を継続する場合は、大学と緊密に連絡を取り、現地情報を大学と共有する。
レベル3： 渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	
レベル4： 退避してください。 渡航は止めてください。 （退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	留学、海外旅行等の渡航は延期、中止又は途中帰国する。

感染症危険情報については、4段階のカテゴリごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項が状況に応じて付記された場合には、当該注意事項に基づき学長が別途対応を検討する。

※国際保健規則（IHR）：https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/kokusaihoken_j.html